

# 「困ったなあ」に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

事故で死亡したのは  
本当に子供の責任なのか…

我々夫婦は共に30代で、小学5年生の息子のこと、ご相談に上りました。この子は運動が大好きで、放課後の校庭で友達と野球をしていた時、打球が周囲に巡らされたネットを超えて、自転車に乗っていたお年寄りが怪我をされたのです。

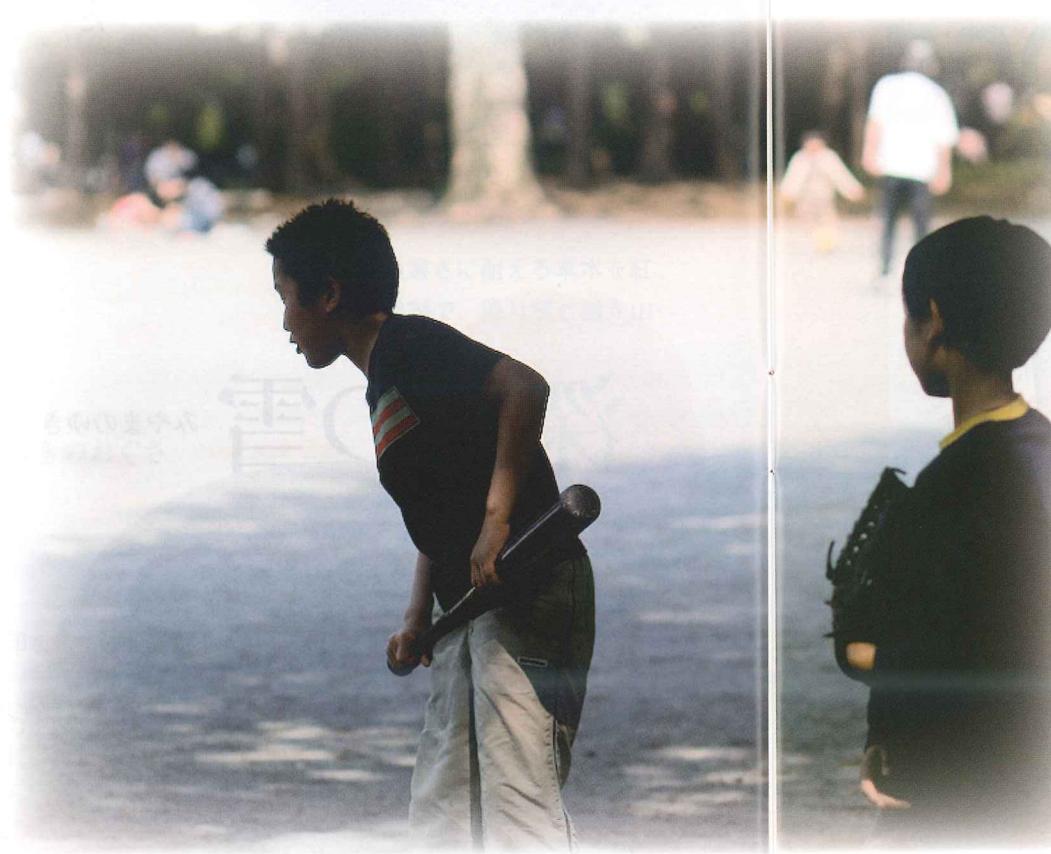
学校の周りには民家が多く道路も狭くて、以前にも怪我をしました。そうになつた歩行者などからクレームが来て、学校は野球を禁止していました。それを守らなかつた息子らには子供といえど非があり、私たち夫婦に監督責任があるのは分かります。

ただし打球は、被害者の頭

なり体に直接当つたのではなく、80歳を過ぎた方なので、球をよけようとして自転車毎転倒してしまい、その際に頭を打つたとのことでした。私たちは入院先にお見舞いに上がつて謝罪し、心ばかりの見舞金を置いてきました。その時はお元気で、軽傷で済んでよかつたと安堵していました。

しかし、その3カ月後死亡の知らせが届いて葬儀に伺い、香典も置いてきました。2カ月

ほどして遺族の代理人だといふ弁護士から内容証明が届き、見ると、故人は事故が原因で亡くなつた、損害賠償として5000万円を払えとあります。被害者が本当にこの事故で亡くなつたのか、私たちには知る由もありません。5000万円だなんて、吹つかけているとしか思えません。もちろんローンと日々の生活で手いっぱいですら資金はありません。



A  
事故と死亡の因果関係を立証することが必要。  
医療問題に詳しい弁護士に相談を。

それは災難でしたね。交通事故と違い、この種の事故には保険をかけていないので、いざ起こつてみると大変なことになります。

おっしゃる通り、息子さんはまだ責任能力がないので、親御さんが監督責任を負うことになります。

損害賠償額ですが、たしかに老人の収入は普通年金だけなので、若年壮年とは違つて逸失利益は大した額になりません。ただし、死亡慰謝料として2000万円程度は認めるので、それを遺族が相続するという構成をとっています)、あと治療費・入院費や付添看護費、葬儀代などに加えて全体の1割の弁護士報酬額を入れると5000万円は不当な高額とまではいえないかもしれません。

問題は、死亡との因果関係です。申し上げた損害額は、息子さんの違法行為と被害者の死亡との間に因果関係があつてこそです。もし因果関係がなけれ、本来生じた傷害の分だけ

損害を賠償すればよいので、幸い軽傷だったようだし、さほど額にはなりません。

因果関係の立証責任は請求側にあるので、まずもつてその証明を求めるべきだと思います。あるいは、老人なので入院による環境激変に耐えられず、従来有していたなんらかの既往症が悪化したことが死亡の原因かも知れません。であれば因果関係は認められるものの、素質要因おそらくは5割程度斟酌され

て、損害額から相殺されると思

います。

加えて、内部では禁止されていたとはいえ校庭からボールが飛び出る可能性はあるので、この点も過失相殺されるかもしれません。全体として、要求額よりもかなり減額される可能性は大きいと思います。

この種の事故には医療知識が不可欠で、真剣に争うには医者の鑑定などが必要になるため、医療問題に詳しい弁護士に相談されるのがよいかと思います。